蝦夷草紙

上

別記

原 三百六十二函

和書門
類
三五一二一
號
二百六
函
七
架
五
冊

223
内閣文庫
和書
類
三五一二一
號
五
冊
一七八
函
一〇
架
(一カ)

和書
三五一二

内閣文庫
番號 和 35121
冊數 5 (1)
函號 178 223

178-223

国立公文書館
National Archives of Japan

日本政府圖書

国立公文書館
National Archives of Japan

編修地志備用典籍

蝦夷草紙

凡例十五則

一 松前所生ハ一湾の内にて
実ハ場所にて白の海
所分としてハ河の海辺ハより一場所ハ六十里或ハ
七十里一湾の周廻ハ海辺にて百里ばかり
ありて海辺のみ人家ありて人海
ハ原山嶮岨のみにて両場所ともに町人ハ
ばかりにて漁人ハ出て振売ばかり
漁人の多少と撰ぶ許容あり元と場所請負

少其請負人より其場所へ西河原と申候人と番人と
とを申なりなれハみの庄人おゝく世話をするの様なる
雑集するより其場所へ茶と酒とをかゝるとなり
を大形より横道より其場より帳面ち人とするの小屋を立
と申事なれども其大形より横入なく相成酒帳請負人
と人又元と請負へ雇人ハ仮令雇賃銭なるもの
外也とハ其場所の事なれとも西河原の死人番人とも
仮り住居の小屋を建て居るとなり
一相成事より酒屋と請負人共より法度を定り
此の節事ハ仮令境界の廣狭に対するの帳面地よ

一

作と一人宛居るもの也ソウヤ アハナシクナシリ
此三箇所の請負人より茶と酒屋と稼出る大
形より傳形として上茶屋と
組其場より出
分銭に動上の獄尾皮雪の詰尾影と文箱一と場和
請負人の名相と口銭より稼出酒帳の付とする上茶屋も同
なり 願之の事も高人の文箱も同様にて茶と酒と稼
茶其外 出る 出 出人も其
相出 西河の 出 出 出
仮 仮 と 町人の請負人と

国立公文書館
National Archives of Japan

一 金子九拾両ハ之ヲ租税と唱ヘ領内の土人より八分
貢として差出し諸負人の方へ領内の産物魚油干魚等自
分家内消費入用たけ租税として永納之ヲ指出ス
ノミなり

一 蝦夷地中八雲諸負人之儀ハ新規ニ諸負人を出ス之外
少しへき用ハ無之なり蝦夷ヶ地ハ他国の人ハ勝手松前の土人
ハ之ヲ蝦夷地ヘ入ル停止ス

一 蝦夷地中周囲の海辺ハ蝦夷住居ス地ハ小しくてハ
蝦夷人住居ス仍て周囲に某人居ス者多し

一 蝦夷地中道路ハ通ス者ハ自然
と出来ス仍て蝦夷土人ハ別住ス故ニ路ハ
たまたまハ有ハ有ハ僅の方ニ有ル此場ハ
海際ヘ多少ハ海辺を通ス

一 蝦夷地ハ総て穀物の種を蒔ス停止ス耕作
の仕方ハ仍て田畑の名目を知ス此家前我と
ハ好類ス半分山地ヘ生ス此ハ蝦夷土人と
合ヒ申ス者ハ多ク肉類ハ常人食ス

一 蝦夷土人ハ総て食物とハ魚と貝類と石用流一同ス
ケ茶ハ石用味噌醤油ハ無之ハ魚鳥獣肉等根菜ハ水
ヲ煮て食ス合ヒ申ス為ハ海ヘ出ル者ハ魚物

すること稀なり食するものは西の奥地のみ
時々鮭を食し海辺にてのみ食物のうきは八百もこ
日も食するものとなるべし故に食物を欲すること
多し

一 振興地にて一村といへども家宅僅に八戸にして
過ること十軒にいたらざるを以て村とすべき
一 振興士人にて住居する家宅八戸といへども一世荒れ住所に
定めず稼業を出ずして家族を連れ住居を
携へて住居をなすれども家宅とは地所にてかせき
ふかく苦しみ猟師の所作仕方

所を定めやすき振興士民の風俗にて猟師を専業秋
冬よりして猟の所作とし猟のうき渡りの専別なる
稼業をなすれども年中同所に少の住居せず猟業の者共
移りて居る住居して年月を送りて世渡仕
を定めの所也

一 家作を拵建して柱とし桁とりて梁と指
さし板葺とし所々茅葺にて竹を用て繕とし農民の
間にて大なる家宅とす農民の住居こと也方こと
す

一 振興士人は皆草履草鞋を製造仕業とする指渡り

[illegible]とも アツシの[illegible]物と[illegible]申 [illegible]ハ[illegible]合
[illegible]ものと用申[illegible]を絶[illegible]後[illegible]
接りの[illegible]をアロフと[illegible]
[illegible]とき[illegible]入[illegible]の物[illegible]
一 帳[illegible]合[illegible]の[illegible]申[illegible]一人と[illegible]人との[illegible]
[illegible]方及[illegible]小[illegible]の[illegible]を以て[illegible]
[illegible] [illegible]の[illegible]山[illegible]
[illegible]人と[illegible]人との[illegible]ハ[illegible]年[illegible]の[illegible]
麹[illegible]
[illegible]の[illegible]他[illegible]
[illegible]申[illegible]人と[illegible]

[illegible]の[illegible]申[illegible]豪[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]出精[illegible]
[illegible]為[illegible]
一 帳[illegible]文[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

前度より 倍ひたるかを無数の虫の出没或は草木の枯稿
繁茂或は多数の作業をなして知り得べき事なれども
今何日のうちにか事の氣配なりと云ふ事なく
なりれば何のようなりて出るべきやうなし

一 農夫人風俗を見るに貢租きびしく
心配もいくばくか貧困なる遊興費を節約
貧困者 部分は世業を怠るこれは因習と耕作
なるべく 英雄豪傑なれば物産恰好の色も
美麗を決して国なれば農夫の貧困なる患
無然と嘆じなるべく 於ひ月日を送るべき 農一日の

風俗なり

以上十五則

蝦夷草紙

最上徳内常矩著

松前総論

一松前より西の方五日程道凡三十里ばかりすぐに見市と
いふ村あり此所より代々岩と称し（其蝦夷人をも岩人といふ）
といふ百姓あり平り七日程の程命繋なれともみすみす
て月代を剃くなり蝦夷の髭よりかつて正は七ツより領主へ
高倉の玉函に仕り書院の前庭に芝苑をかまへ芝
を植ること仕候より渇渇と多勿ゝるゝ芝蝦夷の造化
一松前の城下の町人は地下侍といふ者七人あり別に町人

一とゝ八へさ申めるゝ世者共墨を塗へ歳暮の祝儀
ゝして茶菓と献に其ゝ品も役者仕候ものゝ
ゝ多ゝ海浜して帳賄人の供従せ下ける茶菓を数
少額ゝ候に注 五ゝ少しとい可ゝ遠風ゝゝゝこの
献上ありとゝ

一上肥国とゝ村あゝ柳と別ゝ屋の五ゝ祝儀一ゝ出て
長ゝ人三ゝ程ゝ別ゝ篇で毛東指物ゝ編ゝ所を
篇の ゝにして毛を洗ゝ揚枝ゝ入ゝ付て毎ゝ指
篇毛 献ゝゝとゝ人数拿 十月十ゝ日ゝ暑別ゝの祝儀
ゝて一家中此侍ゝいゝまて ゝ集て ゝ終て料理

及ひ酒とゝ成ゝゝと出ゝ

猟師のゝ

一松前の領ゝ毛東部 蝦夷の村松前と津軽の領と境
此節定例ゝて長者丸貞松丸ていふ毛の二艘を松前
此所と往帰して津軽 三馬屋の沖ゝ海ゝ出
ゝゝ毛岸あれハ津軽領の宇鉢村清八ていふ猟師
の定役ゝて猟師を指ゝ海上ゝ出ゝゝ長崎ゝ行ゝ
海を渡ゝ長崎ゝ出ゝゝ松前の白上氏猟師
とゝんて主人の母ゝ三馬屋ゝ船あり ゝゝを知て
世中上陸ゝし其ゝの外ゝゝと相ゝて世舞出ゝて

松前城内にて又舞と多くあり 宇飯右上城内にて三
間所の火を通して後に鉄砲火の消と云て白土を
城内にまき火を消す 洲崎懐ハ松前と津軽と
津軽の境ふ仍て永庫城の仕寄にて第一用意
にて 松前仕寄ハ楓所清八と青さ助貴文
唐崎とし〻多田とも

私大と申す

一 松前より私大と申すあり津軽和ケ浦と松前の境ハ
海中ハ風強く波海中絶するなき蒼海と満て
号国境より東部ハ遠のを国境れハ新書よりても

新暦の波〻さらるを存ゆて松前の民ハ容易
ならず新暦を知らざるより知らず〻と思ふて
四月の土産小の月を他国ハ聖月の元旦よりも松前を
四月の大海也と彼地より名つけ〻 新大と云ふ
天明六丙午 四月中松前と蝦夷地より弧さ
三石と云ふ所ハ松前の町人大家家の主の所領
侍と申す所 長らく同て曰前月元旦より蝦夷天
俗より号国のとくまりたり ゆて振袖人とも太夫
べつタケとて此の者を同て弱ふる領ふりと云ふ
天竺とて此の者と云ふ其同の国より異唐を

事なき無くなりしうを傳うく元旦より蝕ある事と云り
大なる凶なりはて近村の貧惑と解きまより要帳
奥地へ移り移住して彼屋とうるれハ元旦の蝕ある
事を知りて帳奥の古人より示して貧惑とさしれり是
ハ世間に用ゆる一の開運の術なり神しなき
世間の事なり

一 役の事

一帳奥地と松前とハ日本 西より北へ入たる奥と云とも
如し 奥地 松前より奥ハ帳奥地なり 北 松前 名寄と
に接して 三方面ハ松前地より 北 三方面の港地 沿岸 南 南

輪港して 艦を 奥へ 廻 おろして 宿 所也 此 三ヶ所 も
西神の 出 番所 なり 其 番所 より 諸国 出入の
廻船を 改 り 諸国の人 の 廻 舟 ハ 神の 口 番
所の有 司 来 て 是 を 検 し 其 積 荷 を 武士 屋 を
傍 四国の 六十 六 神 社 の 道心者 船 の 者 を 改 て 上陸
を 許 さ 其 外 遊 商 職 人 等 松前 地 へ
渡 る 者 ハ 悉 細 を 新 に 他 国 者 の 微 細 す る 猥 業
なり 故 に 奥 地 へ 松 前 地 より 強 て 改 め 強 て
役 と 云 て 課 役 諸 一 切 二 万 文 と 出 さ る 又 正 月 より 五 月 迄
帳 奥 松 前 地 へ 稼 さ 者 ハ 半 分 ハ 郷 元 へ の 課 役 と

出来ずるの六月より漸く絶出のくを抑ふる国法も
其の者より伝り来る者を改て其者の出えへ呼べき
旨を改て押返すより其割賦の如くなれば六月より来
秋迄い猟業加せきいるもるなくなれば毫も拘おる国法
と異して悪しとより彼長崎中国其場としるの
事なかりしたり対する百姓家の暗殺すると崇しく停止
の中より商賈の儲を始めて流せしもの百姓家数
増益するなる米穀の價も高値なるべきの
事柄の如き天明九年の寛政元年己酉七月者共屋
みたりとも其接渡よ停易いしるべし

難魚を乾すること

一松おそ毎年春のうち物産と称し西月十五日
の迄炉の内庭の上火除迄きの如き其高と軽のごと
き無へおきて長く一粒と一村よ振して負と記録し候
入るよ絶る絲綱火と加其庭の色黒きもあり又白きも有
其色品ゆめて其村其場所の雛猟の豊凶を見る
嘱の一業よ心力と考れ国風なれば理なり地の仇信
として多民なれも雛猟と金銭を以ハ金主者て金
とかすへあり数多也又田畑新開五穀百菜の稼実採菜
の者と為ること一つ者なるべく庶民当惑

第一に領主の命令にて出ずるものは殺生禁断の令
なりて作間の百姓と唱へ耕作の業なく居候
ものの多くやう

一 雛鳥と称する

一 金振寺より 西浦の寺院と唱へ多の松の原
の要害堅固村とし茶の畑辺砂原なる故に
村のものいとまなく世年以来松の港の内
雛鳥 何り寄り少し あ船なる後世も変なく過ぎ
て小向 石鳥より 芝の国家より及び雛鳥
鳥のすハ年業なれハ松の表金主より元来備金の
方上又 借金とかさな 鳥の法則と法にて法なるを
みなりてハ法なるも 芝なるも 鳥山と 鳥山と
かさな 国家の国家と 世の年南部作
井村の大聖院と 松の地蔵 市の山 一百の大杉と
隠なりとて 松の地蔵 雛大鳥の形状と
く本食ものこなりて 形状 又国石 雑才 三寸と
城内の稲荷大明神 る一七の影 裸の跡
日蓮 大鳥の形状 神社 高 なる
よりとい 山 れハ 廣氏 いさ を 言 村の金
とかり 出 て 綱 と 作 械具 種 を 元 ひく

[illegible]て行れども近邑より離れ遠もよりに[illegible]
より面に漕出る所より離れの所節後邑一向より[illegible]
[illegible]より国郡のよりみも国郡とも[illegible]離る
[illegible]何れの[illegible]宜敷[illegible]くに雑式をもて金事
[illegible]の内より宜敷[illegible]もなれいみ面事し
[illegible]離れ[illegible]より[illegible]れハ面[illegible]きの[illegible]より
[illegible]大なる[illegible]あんとなるとなり[illegible]農業に
[illegible]れとも元より作[illegible]の金[illegible]ハ[illegible]れハ一向より
解[illegible]ハ嗚呼[illegible]ハ[illegible]て[illegible]の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

耕作[illegible]

一上古三皇以降民を養育するに耕作を以て本とし
[illegible]国[illegible]然[illegible]世[illegible]耕[illegible]作り[illegible]を作[illegible]米糧
の利を以し天下を治めるに上古とても時[illegible]とても
耕作の[illegible]を以て廣成と養育するも聖人の技也
[illegible]松[illegible]不[illegible]の一国より[illegible]一[illegible]西北五
郡より アツサフ アンノロ北邑より畑を作る者あり[illegible]五
郡より八[illegible]古国の[illegible]邑より沼川文月[illegible]一[illegible]七[illegible]
上山[illegible]龍[illegible]世七ケ村より畑作を一業とし世外[illegible]
不[illegible]の一国の民[illegible]古[illegible]業と[illegible]

前伴の村とハ耕作と申一の業とし案大師しゝの
蕎林 俗語と申ふ百姓の宅ゟ拾町ゟ耕作
つるとゝ云て 軍ゟ蕎記を命とする案内ゝ曰
蕎記とハ何のゝことゝ申ハ答て曰萩荻薄ゟの雑草
中 曠地と其のゝ内用中ゝの苅拾て おき八月の中旬
以ゟ 於ゟして焼拾ひ 耕ゟ鋤を踏て畑て
すゝを為て 蕎記とハんふとゝいゝり 秋ゟ三毛
てゝうハ耕作ゟ 稗拾ゟ 潤しゝ ゟれとも 麦ゟ
強て 植ゟる 蕎麦 諸穀もみのゝゝゟ 為を 拾て
又外の所へ蕎記とすゝとゝいゝり 彫御ゟ 畑を

記 自他の蕎ゟゝ 又唐稗の宮ゝゟ 拾ゟ 三年
ゟ 畑ゟ 作ゟ 拾地ゟて 拾を上地ゟ 改ゟて
年貢を永定中ゟ ゟゝ 拾地の無ゟ地ゟの別
ゟも 増減ゟりとゝ云ふ 大師村辺ゟ畑を 拾ゟ
鐚二文ゟ ゟゝ ゟき 強ゟる文也 ゟ村の 一ゟ
程 鐚拾五 貫文 位ゟ ゟゝ ゟ 拾 教
町 ゟの 稗ゟる 所五町 七町のゟふ 湿地 地ゟても
山ゟても 稗ゟる ゟ 彫御ゟ ゟ 毎年貢
金ゟ 為ゟて 御役ゟ ゟゝ ゟ 畑を 拾ゟ 荒
記ゟ 蕎ゟ ハ 薗 ゟ ゟ 面ゟ ゟの 所ゟ 畑ゟ 穿

種を蒔に堪ざる薗を生じ耕すも生じ難き世俗
の弊風なり故に地敵て開墾の方法を教へ
八生国佐渡の者ゆえ古の耕作法を耕し
めんと欲すれ共其方の耕作方も
陸方知りて八丈島にて薗を重し
て新しき畑を多く多年とよとんめ新
薗畑を耕作すれども家族の養育もなり
ぬれハ敢て改すとの農業を限り故に上
より教へ導き授けるを全られハ小民の怠弱ハ

歴世の常心そなを未完の地の所発なるべし

一 新発田畑ハ

御代官方石蔵とといしし人の数引村山砂原根林
とハ松原を新開せし所田畑とも穀実
稔ル翌年百姓とも心力を尽て芸植ル
ハ稔といへとも年を経て心力を尽しれハ今を限り
上畑上田を成て万年石高の実ハ
松原より四五里ヲ隔て猪狩と山村あり此村也
内とて業薪無義して古王の上田ともなるべき所
なれハ所を命ぜ津軽辺の百姓をなるため

新墾して耕作せられし初年は穀実稔熟
し第六十信にも出来る三年目は白米を吹る
ほど出作をして作るより田作をされたると
いつり移住村の仕事より無用也其後作を
をもつめ百姓はいつまでも拓殖して
出来さる物と心得居りと以つり市街地地価
と測量すふ四十二度ゟ中華北京の産
物ゟ所作物等に依て百穀百菜出産仕へき地
なれて耕討年も四つへしと愛念し又ハ
をゝひ者ゟ御振者の方地を拓て市街湿地

ゟ多ハ訪問者人民金しく耕地ハ田畑ゟ
茂中といとも地面ゟ太陽の陽熱所ゟ
大樹草木の枝葉繁茂し地面とも日ゟ
大気の所といとも地面を次添ゟ作る事
ハ深き茂ゟ国て穀の稔とらゟを期也又
四年目中とりとも深山幽谷ゟ方ゟ
作ゟと以く考へ知べし茂中ゟ茂ゟても繁
茂の枝葉ゟ日光ハ世枝葉を漏し
通し所ゟ郷居地面ゟ距る地面ゟ次添
ゟゟし仍て温度湿度茂中といとも温度

不到国々北極出度おゝ高山ゟ四方の行されゝ山も
江戸迄五箱餘を立為ゝ畑ゝ多く麻ゝ大豆
小豆粟稗蕎麦角豆菁大根茄種ゝ何は
てもおゝ出産ゝ出産ゝ地高山ゝ平地ゝ植付
申ゝ

陸奥国北部ゝ南部ゝ秋田地ゝ通路ゝ
アワケシにしゝ米穀ゝ乏ゝ
ゝ故アワケシ運上ゝ
根ゝ少しの法ゝ有て
行て見ゝ陸奥出ゝ秋北通ゝ者共ゝ種ゝ

人も多くして自然と世ゝ
なり是則栗稗の出産する所なれゝ故
法ゝて南部地へ於て新田の稗ゝ
作ゝと其所ゝ
所ゝ窮ゝ者ゝ南部地ゝ
ゝして八万石の二万石の漢風ゝ
ゝ地ゝ米ゝ地ゝ
人ゝ交易ゝ
故如ゝ一廉ゝ八南部の
と作ゝ農業ゝ稼穡ゝ

稗の稔ゝ
ゝ足ゝ
運上金ゝ
人ゝ栗稗ゝ
ゝ減ゝ
ゝ百穀
ゝ利益ゝ

八路より東民しらう良国となるべきは必然なるべし国しに当今の世勢を風化して人民淳厚
むるに第も考へきたなれ後の君子をまつべし

牛馬のこと

一 松前五畿一国を牛馬を飼ふ地所なし飼ふ
者より秋を考へ枯草も所なして今国に創出は
て喰物喰陸に於ては雪の降りて雪降り積れば
雪中より秀る草の穂をとり喰ひ尽すとも
極寒の候よりれば雪も大に積て草の穂も積る
雪の下に埋て食物なし絶めれば浜辺に出て海中
より海藻を拾ひ喰ふ如人
長崎を行て馬を乗の上のやらひを給
長崎に飼ふ千草として毎秋刈て貯置
蓄ふ草を与へるもの新の為生の為なれ
とも馬の割合なる日本の馬は比類なるを
用ひず歩ともうけた山坂の岩石険迫河原を
いとへ歩とも如何もの乗る事天明元年
の七月より自長崎に村より村に付雪より
別の産馬と称する国を駄なるを馬と
産来しなれて長崎と呼ぶ地名を称する

とりて 鎖をかけて野牧の間をもとめ馬を捕
捕へ来りて後に彼の馬を切り遠ゆかしなどといふ
意味を通じて 切方知れずきといふ此外
人集りて 其頃二三度山裏の民家を
さそひ寄せて 捕へ又捕へて後に云ふ
勢さて 彼の頃 奥州南部 れあへば 其
切方 なきなり 切すれば人の風俗と見る
古の風俗 新しく 切りて 馬を一人
にて馬を立て繋ぎ 連れて 奥州 来りて
居曲の山路 さて 人 あるさて 陸奥の山路
を 往来する 狐 又 又 遠 遠
道 出 面 ある 馬 又 六七
馬を 駆 行 馬 家 ないとして
我 綱 馬 馬 駆 行 張 馬
得の 馬 捕 川 馬 馬 馬 馬
野 牧 仕 馬 二十 野
得の 馬 捕 馬 馬 馬

然るに元禄五年に生てたる所は御ふいつゝ之事
商人共いつれ相之半は松前あらうの浦敷と
いふ所おゝ塩ふる浦ゝ塩ふる所ゝ塩竈ゝ
一
一昔ハ干魚塩者と唐土の稼儲とせられ
八日市場より塩の多く入るゆえ長崎にて
播州竹原塩赤穂塩を買ひ求て宮
願人共ゝ振売地乃ゝ多く新米買ひ
立結ゝ拵ふ所れハ塩ゝ引きのるを企て唐土
ゝ渡人の商業を負ひ自然と諸国へ課役を貢

すゝ地ゝ商ひなれハ塩境の免許のゝを新出れ
ども宮殿ゝ仰て稼しゝ新宮をかゝて新ゝ
形ハ新れども法ゝ所ゝ昔ゝ唐土中
ゝて塩出るときゝ他国ゝ渡ゝ買入るゝも求れ
美たゝある所ゝ毎年渡ゝ米の大船殻新ゝて松前へ
渡米すゝゝ宮ゝ又新船ゝ宮中ゝ京浦海
もゝゝゝ新ゝハ昔塩ゝ強ゝゝゝ米新塩和
ゝ新ゝ新ゝ松前ゝ他国へ出ゝ食物ゝ松前
の西国ゝ当の昔ゝ商業ゝ強れハ国ゝハ眼前
ゝ見へゝれゝゝ宵宮ゝ作ゝハ新ゝ昔新ハ松前ち

地より焼八松前領と辨才天の祠堂なる旨
なる叮嚀なる答を立あるべし

神社なる

一松前にて毎年正月神楽を奏する時は神主参りて
神明宮社日の重なる松前の人皆此の社
家なるを招き集め神主の警蹕を行ひ
表門より入て玄関より西へ神楽を舞ひ神酒を献
ずるを定例とし其後家中の侍宅へ参る迄
仕来りなれども是を行ふ事なく正月伺ひ来る家
なし其後松前の町家より出る事

限りなし

一八幡宮祭礼の祈願として年中毎月神酒を
奉る社は陽春祭礼ありし
此時庶民群集する事なし毎月辨才天の市場と
七社と唱へ神明の御興と陽春の松前
町中を引廻す定例也小松前の橋と境と
南北の所分二ヶ所有り南は海船を寄せて
造る船物と主に北は山を住居とする者
を引て南北分る所也俄狂言を此所にて
為すと奥を為す也又上地図の八幡も目名の

男女門天くハ歳小姓の代参あり又盆踊ハ
八十五歳以下の若衆かゝる振りの踊あり老若
男女踊夜八時より知り十四日より二十一日まで毎度
夜ごとに踊て町中振あるり

地境

一松前南蝦夷地と花あるる其かゝり
視察の二儀あり此度ハ仕振を
変とお人名付てしゃもゝ此度ハ
又蝦夷人の住居のまを名付てアイノ国と
いふアイノを蝦夷のるゝ又日本ゟ近き蝦夷地

とゝ蝦夷といひしとき蝦夷地と奥蝦夷といふ
口ゟと奥ゟとハ分境もるゝてたゝ是迄北
海道のゝ其初の形象ハ瓢箪の形ちゝ
似く側ゟアイノのし住くゝ口ゟと奥ゟと区
別す色し又陳の形象を扇ゟの半周ゟ似て
アイノ国とシヤモヽ此度ハ
と奥ゟとを無ゟ瓢箪の中ゟ
ゟる形の所をこゝ区別とゝ山城の西海
河ゟ堺山城し道とゝ松前の方を口蝦夷地と
以ひ又ゟを奥蝦夷といふゟ又アイノ北地と

シヤモの地と称するハ半月の角の形のもの
似たり蝦夷ハ西ハ松前にて貴の形れたるところハ
シヤモ北地と地紙の図ハアイノの地なり右北
角ハメナシ尼の角をソウヤと河口二形とする
島を見て赤すなわち西の方を西とし又
上蝦夷ともいい東の方を東蝦夷ともいい
ともいう也西南を上とし東を下とする也

諸海の形のる

一松前を西海と蝦夷を人住所しく人の西
西もあれとも地中あるいてハ未開の地なれ山

暗夢に河の形象いまこと奉西ようのもの
大国なれハ形を探ふすると思いて西北の
海辺をいうやとしふ不知ハ世界より海と元十里
ようり沖をアラント海あり甚だ人ハ蝦夷人なり
世界の廣大なるもの松前を西海ハ大なりその
西北形象ハ蝦夷を冥きしるとて下いう
さらに海なるハ時甚だ人の祝ひ作ふ世西の西
の海上元十里を隔て サンタと云国あり甚だ人
ハ蝦夷人なり元是より 満引へ地獄き心仍て
中国北京ハ地獄きるうナシリ海と エトロフ

海を指書にかきしるしの字の形ちに似り
蝦夷ノ地ヱトロフ海ヘ悪をクナシリ海に似り
是より此京人但馬のカムサスカとて小岩と馬蹄
のごとくなる海中にあり連なり海へ出カムサスカ北
のチヨウキチとて高山ありて高山を廻りカムサ
スカより西ハ京人を城の地にて一帥の地管し給
到とは古紙なりとは云へども夢物語の人まて
シトロヘイジエイ ジユヨウ 百姓ヤ 財
変じ異説なれども実なる事なり
蝦夷草紙上終

23表

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan